

高知市小中学校PTA連合会表彰規定

第1条 この規定は、高知市小中学校PTA連合会会則第3条5項に基づきこれを定める。

(受賞者の選考基準)

第2条 PTA会員として、活動功績が顕著なるものであって、PTA会長または学校長により申請され、表彰審査委員会において決定したもの。

(表彰者数)

第3条 表彰者数は定めない。

(表彰回数)

第4条 表彰回数は1会員あたり小、中学校を通じて1度限りとする。

(表彰方法)

第5条 表彰は高知市小中学校PTA連合会会長と高知市教育長の連名で表彰状又は感謝状を贈呈して行う。ただし、記念品を贈呈することができる。

(表彰審査委員会の構成)

第6条 表彰審査委員会は高知市小中学校PTA連合会会長及び副会長と高知市教育長で構成する。

(申請書の提出)

第7条 表彰申請の提出期限は毎年4月15日とし、申請書様式は別表による。

※4月15日が事務局休日の場合は翌開局日を期限とする。

(附則) この規定は、1984年6月16日より施行する。

2001年6月 2日一部改正

2010年5月30日一部改正